

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年10月16日提出
【計算期間】	第38期（自 平成20年7月23日 至 平成21年7月21日）
【ファンド名】	公社債投信7月号
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信／国内／債券に属し、公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（ ）	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券（債券 一般）)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 一般に投資を行います。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズ）にのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

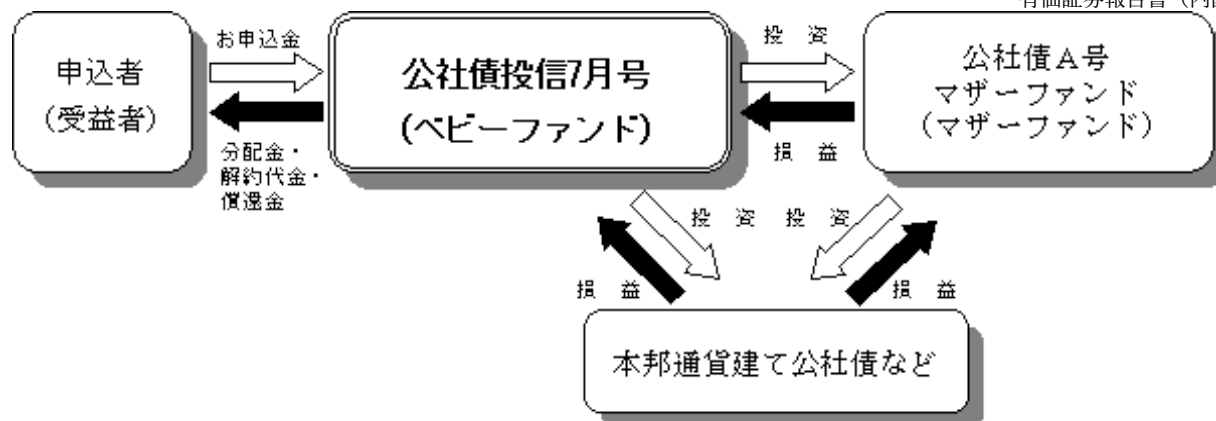
※当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（公社債A号マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに反映されます。

なお、当ファンドは公社債等を直接組み入れる場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定し公社債A号マザーファンドに投資すること、または現在公社債A号マザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。



b. ファンドの特色

① 国債や電力債などの公社債で運用します。

当ファンドは、公社債A号マザーファンド受益証券への投資を通じてまたは直接投資により、主としてわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債をはじめとする公社債で運用します。

余裕金もコール・ローン、割引手形などで運用します。

② 公社債A号マザーファンドは主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

③ 収益分配金は運用成果によって決まります。

運用による収益は毎年1回分配します。分配金は期中の運用成果によって決定されます。

④ 投資期間は自由で、いつでも必要なときに換金することができます。（換金代金は、お申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。なお、換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）（5%）が差し引かれます。）

1. 平成13年3月21日以前に取得した受益権……1万口につき105円（税込）

2. 平成13年4月20日以降に取得した受益権……1万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに定めた額

⑤ 複利効果を活かせます。

「分配金再投資コース」や「財形貯蓄制度」をご利用になりますと、毎年の分配金（課税対象者は税引き後）は1円のムダもなく自動的に再投資され、複利効果を活かせます。「分配金再投資コース」をご利用の場合、申し込みの際に、販売会社との間で別に定める自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に、また「財形貯蓄制度」をご利用の場合、申し込みの際に、勤労者財産形成貯蓄約款または勤労者財産形成年金貯蓄約款あるいは勤労者財産形成住宅貯蓄約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結していただきます。

⑥ 勤労者財産形成年金貯蓄制度および勤労者財産形成住宅貯蓄制度の取り扱い

当ファンドは、勤労者財産形成年金貯蓄制度（財形年金貯蓄）および勤労者財産形成住宅貯蓄制度（財形住宅貯蓄）適格の投資信託です。

財形年金貯蓄および財形住宅貯蓄を利用できるのは、事業者に雇用されている55才未満の勤労者のうち、販売会社と別に定める契約を結んだ方です。

買い付けは、原則として事業主を通じて給与天引きにより行います。

「財形年金貯蓄」と「財形住宅貯蓄」を合わせて、お一人につき元本550万円から生じる収益分配金等が非課税扱いとなります。

ただし、両財形とも目的（年金や住宅）以外の払出しを行う場合、非課税扱いとはなりません。

※税法が改正された場合等は、上記⑥の内容が変更される場合があります。

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

※投資信託振替制度への移行について

（イ）当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、当ファンドの振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

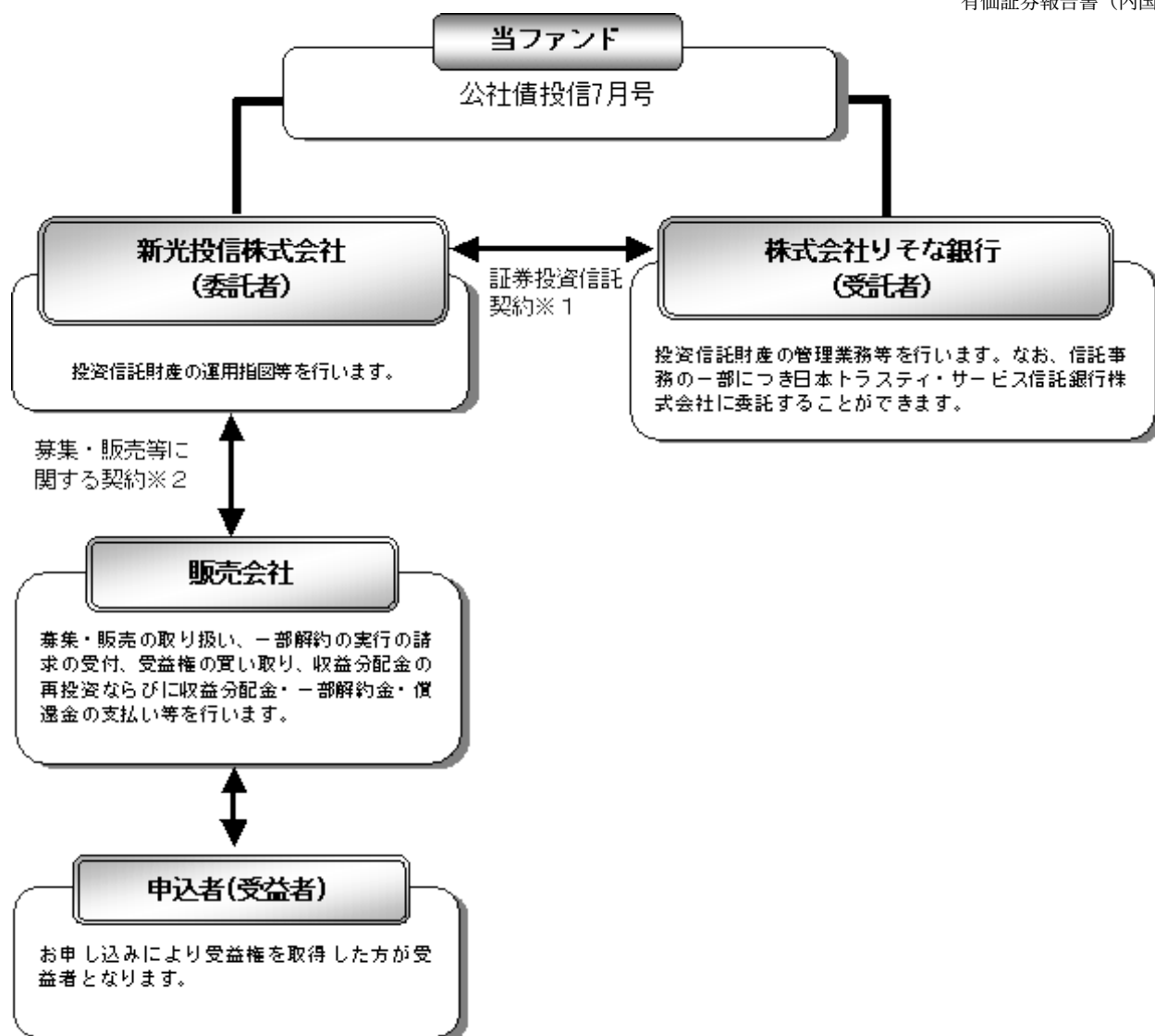
（ロ）振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（イ）に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（イ）に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可

平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ なし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更
(ハ) 大株主の状況	

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋1-17-10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債への投資により、安定した収益の確保をめざした運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

公社債A号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 公社債A号マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。
- ② 有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ③ 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(ハ) 主な投資制限

外貨建資産への投資は行いません。

マザーファンドの運用方針

公社債A号マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨建ての公社債を投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

※平成21年10月16日現在、「公社債A号マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
公社債投信1月号
公社債投信2月号
公社債投信3月号
公社債投信4月号
公社債投信5月号
公社債投信6月号
公社債投信8月号
公社債投信9月号
公社債投信10月号
公社債投信11月号
公社債投信12月号

(2) 【投資対象】

a. 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された公社債A号マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用することの指図ができます。なお、委託者は、投資信託財産の運用にあたって別に定める基本方針にしたがって、安定した収益の確保をめざして安定運用を行うよう、その指図を行うことができます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ

め明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限りします。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第4号の証券および第6号の証券のうち第1号から第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

b. 先物

（イ）委託者は、投資信託財産が運用対象とする邦貨建て公社債の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における国債証券とみなされる標準物にかかる先物取引、外国国債証券とみなされる標準物にかかる先物取引ならびに外国の市場における公社債にかかる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ロ）委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。

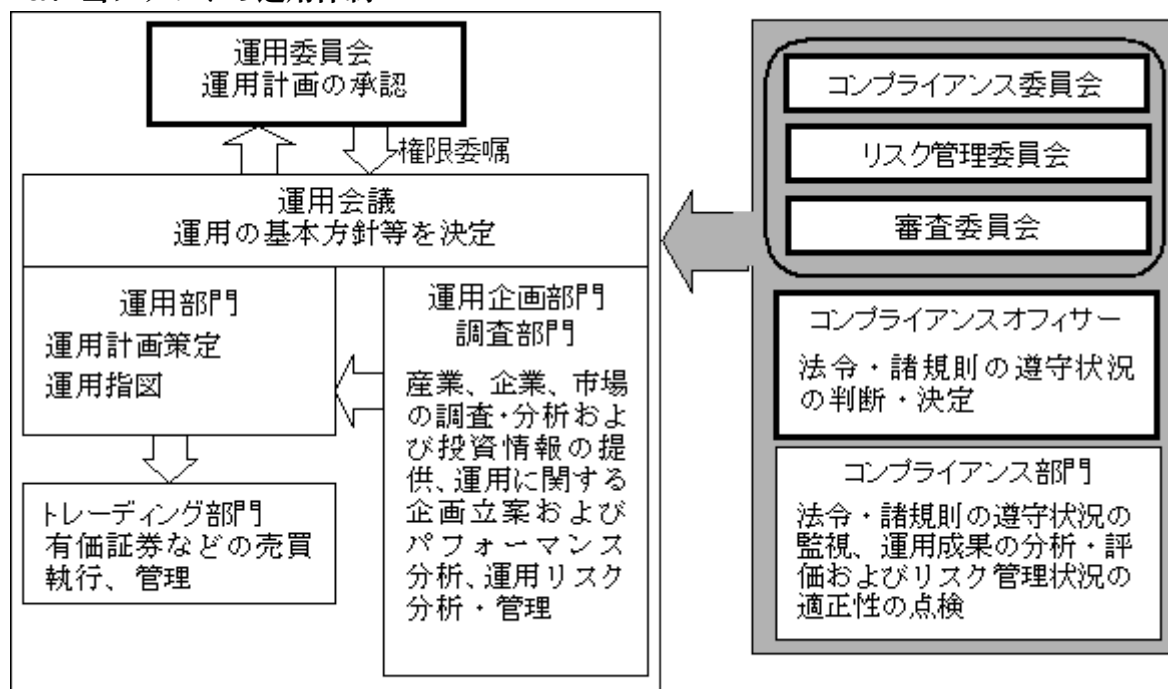
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

- (イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※平成21年10月16日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

●D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

<受託者に対する管理体制>

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として毎年7月19日（19日および20日のいずれかが休業日のときは、19日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、19日に最も近い日）の決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。
- b. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」をご利用の受益者の分配金は、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

b. 投資する公社債の範囲

委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する本邦通貨表示の公社債に

については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

c. 有価証券の貸し付けの指図および範囲

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記(ロ)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- (ロ) 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ハ) 上記(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

d. 公社債の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

e. 資金の借り入れ

- (イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- (ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

f. 受託者の自己または利害関係人等との取引

- (イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内の資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。

これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドにおいて、特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d. 他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 投資信託に関する一般的なリスク

（イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。

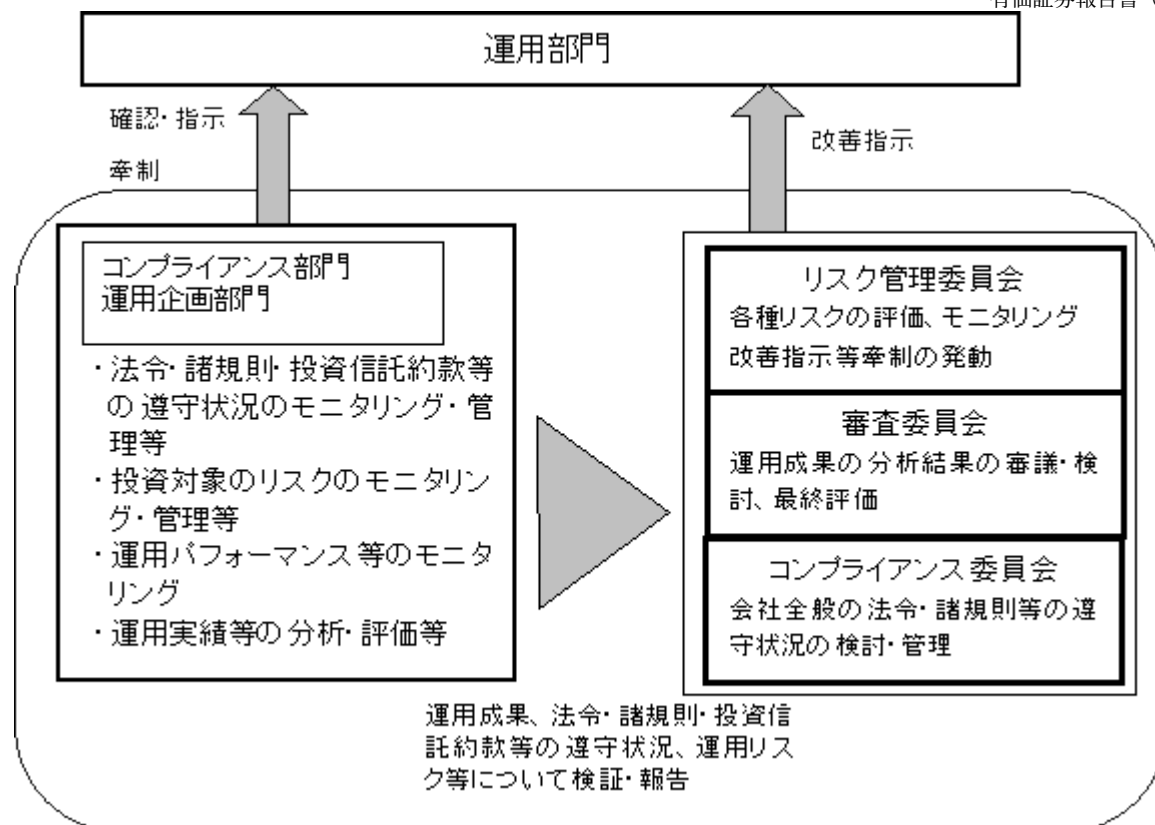
（ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなくなることがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。

（ハ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

（ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

パフォーマンスの分析・管理	： 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得から換金・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

（詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。）

ファンドの取得時にかかる費用と税金	●申込手数料はありません。	
ファンドの保有時にかかる費用と税金	●信託報酬 ●監査報酬＋消費税等 ●信託事務の諸費用等＋消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等＋消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。	
	◎分配金にかかる税金	分配金に対する所得税・地方税
ファンドの換金・償還時にかかる費用と税金	●手数料＋消費税等	
	◎換金代金・償還金にかかる税金	個別元本超過額に対する所得税・地方税

※税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた手数料および当該手数料にかかる消費税等（5%）が差し引かれます。

1. 平成13年3月21日以前に取得した受益権……1万口につき105円（税込）
2. 平成13年4月20日以降に取得した受益権……1万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに定めた額

手数料は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-684 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。) インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/

(3) 【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下で計算される年当りの率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

信託報酬率は年10,000分の114.5（1.145%）から1.0（0.01%）の範囲内の率としております。

- b. 毎日の信託報酬率は、当該計算日までの3ヵ月間の基準価額（分配金を含みます。）の年換算収益率（以下「年換算収益率」といいます。）に応じ、以下のとおりとします。

（イ）年換算収益率が0.28%以上の場合

年換算収益率に100分の12を乗じて10,000分の24.5を加えた率とします。

ただし、上記の計算による率が、10,000分の114.5を上回る場合の信託報酬率は年10,000分の114.5とします。

（ロ）年換算収益率が0.28%未満の場合

年換算収益率	信託報酬率
0.28%未満0.20%以上のとき	年10,000分の12
0.20%未満0.10%以上のとき	年10,000分の6
0.10%未満のとき	年10,000分の1

- c. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との配分は次のとおりとします。

○上記b.（イ）で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145%）の場合

信託報酬の配分 (純資産総額に対し)	委託者	販売会社	受託者
	年 0.365%	年 0.730%	年 0.050%

○上記b.（イ）で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145%）以外の場合

受託者は純資産総額に対し年0.050%です。委託者と販売会社の配分については、信託報酬の総額から受託者の配分を控除した額において、委託者と販売会社の配分が上記（1.145%の場合）と同様になるよう按分します。

○上記b.（ロ）の場合

年換算収益率	信託報酬率 (純資産総額に対し)	委託者	販売会社	受託者

0.28%未満0.20% 以上のとき	年0.12%	年0.03167%	年0.06333%	年0.0250%
0.20%未満0.10% 以上のとき	年0.06%	年0.01167%	年0.02333%	年0.0250%
0.10%未満のとき	年0.01%	年0.00083%	年0.00167%	年0.0075%

- ・販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

- b. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個別元本について

- (イ) 追加型公社債投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) 受益者が、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

b. 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額は、利子所得として課税対象となります。課税対象額に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

c. 収益分配金の課税について

決算日に基準価額が1万円を超過する分を全額分配し、利子所得として課税されます。基準価額が1万円に満たない場合は、翌期以降の決算日に元本1万円を超えるまでは分配は行われません。

d. 課税の取り扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

(ハ) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優制度）について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(ニ) 財形貯蓄制度について

事業所に雇用されている55歳未満の勤労者は勤労者財産形成住宅貯蓄（財形住宅貯蓄）および勤労者財産形成年金貯蓄（財形年金貯蓄）を利用できます。この場合、両方合わせて一人当たり元本550万円までについて、収益分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に対する課税が行われません。

ただし、財形住宅貯蓄および財形年金貯蓄については、換金された場合には、利子等について取戻し課税が行われますので、ご注意ください。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成21年8月31日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率	
有価証券	公社債券	地方債証券	日 本	円 201,603,324	時価	% 3.5	
			小 計	円 201,603,324	—	% 3.5	
		特殊債券	日 本	円 450,102,212	時価	% 7.7	
			小 計	円 450,102,212	—	% 7.7	
		社債券	普通 社債券	日 本	円 100,067,000	時価	% 1.7
			小 計	円 100,067,000	—	% 1.7	
	親投資 信託	公社債A号マザー ファンド受益証券	日 本	円 4,800,360,804	時価	% 82.5	
			小 計	円 4,800,360,804	—	% 82.5	
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 264,438,352	負債控除後の 取得価額	% 4.5	
—	純資産総額			円 5,816,571,692	—	% 100.0	

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドは、「公社債A号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成21年8月31日現在）

分類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
		国債証券	日 本	円 6,007,387,761	時価	% 13.7
				円		%

有価証券	公社債券			小 計	6,007,387,761	—	13.7		
		地方債証券		日 本	円 10,644,879,952	時価	% 24.3		
				小 計	円 10,644,879,952		—	% 24.3	
		特殊債券		日 本	円 21,155,411,820	時価	% 48.3		
				小 計	円 21,155,411,820		—	% 48.3	
		社債券	普通社債券	日 本	円 2,102,685,044	時価	% 4.8		
					小 計		円 2,102,685,044	—	% 4.8
		その他資産	コール・ローン等			日 本	円 3,869,002,511	負債控除後の取得価額	% 8.8
		—	純資産総額				円 43,779,367,088	—	% 100.0

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年8月31日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量(口)又は額面(円)	帳簿価額		評価額		利率(%)	償還期限	投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	公社債A号マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	4,685,564,475	1.0238	4,797,549,464	1.0245	4,800,360,804	—	—	82.52
2	第563回東京都公募公債	日本	地方債証券	100,000,000	101.33	101,338,934	101.33	101,338,934	1.8000	2010.07.23	1.74
3	平成11年度第2回京都市公募公債	日本	地方債証券	100,000,000	100.26	100,264,390	100.26	100,264,390	1.9000	2009.11.18	1.72
	第10回静岡銀行社債	日本	社債券	100,000,000	100.06	100,067,000	100.06	100,067,000	0.5400	2010.06.24	1.72
4	第11回日本学生支援債券	日本	特殊債券	100,000,000	100.00	100,005,972	100.00	100,005,972	0.9300	2009.09.18	1.71
5	第22号商工債券(1年)	日本	特殊債券	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.8500	2010.02.15	1.71
6	第23号商工債券(1年)	日本	特殊債券	100,000,000	100.00	100,000,000	100.00	100,000,000	0.6200	2010.05.14	1.71
7	第182回しんきん中金債券	日本	特殊債券	100,000,000	99.94	99,949,240	99.94	99,949,240	0.6000	2010.01.27	1.71
8	第40回道路債券	日本	特殊債券	50,000,000	100.29	50,147,000	100.29	50,147,000	0.7000	2010.06.21	0.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種別投資比率(平成21年8月31日現在)

種 類	投資比率(%)
親 投 資 信 託	82.52
特 殊 債 券	7.73
地 方 債 証 券	3.46
社 債 券	1.72
合 計	95.45

株式業種別投資比率(平成21年8月31日現在)

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドは、「公社債A号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成21年8月31日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面 (円)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	第22号商工債券(1年)	日本	特殊債券	3,100,000,000	100.00	3,100,000,000	100.00	3,100,000,000	0.8500	2010.02.15	7.08
2	第264回利付国債(2年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.16	3,004,810,257	100.16	3,004,810,257	0.7000	2010.01.15	6.86
3	第263回利付国債(2年)	日本	国債証券	3,000,000,000	100.08	3,002,577,504	100.08	3,002,577,504	0.8000	2009.12.15	6.85
4	第40回道路債券	日本	特殊債券	2,700,000,000	100.30	2,708,181,006	100.30	2,708,181,006	0.7000	2010.06.21	6.18
5	第21号商工債券(1年)	日本	特殊債券	2,700,000,000	100.00	2,700,000,000	100.00	2,700,000,000	1.0000	2009.11.13	6.16
6	第563回東京都公募公債	日本	地方債証券	2,500,000,000	101.33	2,533,473,274	101.33	2,533,473,274	1.8000	2010.07.23	5.78
7	第24号商工債券(1年)	日本	特殊債券	2,200,000,000	100.00	2,200,000,000	100.00	2,200,000,000	0.4200	2010.08.13	5.02
8	第23号商工債券(1年)	日本	特殊債券	1,800,000,000	100.00	1,800,000,000	100.00	1,800,000,000	0.6200	2010.05.14	4.11
9	22回雇用・能力開発債券	日本	特殊債券	1,200,000,000	100.21	1,202,590,989	100.21	1,202,590,989	0.7000	2010.03.29	2.74
10	平成16年度第7回千葉県公募公債	日本	地方債証券	1,050,000,000	100.07	1,050,759,456	100.07	1,050,759,456	0.6000	2010.01.25	2.40
11	96回住宅金融公庫財形住宅債券	日本	特殊債券	1,000,000,000	100.09	1,000,932,656	100.09	1,000,932,656	0.5000	2010.06.29	2.28
12	第14回中小企業債券	日本	特殊債券	1,000,000,000	100.00	1,000,034,237	100.00	1,000,034,237	0.9300	2009.09.18	2.28
13	第183回しんきん中金債券	日本	特殊債券	900,000,000	100.07	900,706,224	100.07	900,706,224	0.6500	2010.02.26	2.05
14	平成16年度第1回岐阜県公募公債(5年)	日本	地方債証券	900,000,000	100.02	900,240,112	100.02	900,240,112	0.6000	2009.11.26	2.05
15	平成12年度第1回静岡県公募公債	日本	地方債証券	798,820,000	101.32	809,414,498	101.32	809,414,498	1.8000	2010.07.21	1.84
16	平成11年度第4回横浜市公募公債	日本	地方債証券	800,000,000	100.13	801,115,316	100.13	801,115,316	1.8000	2009.10.21	1.82
17	第11回日本学生支援債券	日本	特殊債券	800,000,000	100.00	800,046,392	100.00	800,046,392	0.9300	2009.09.18	1.82
18	第559回東京都公募公債	日本	地方債証券	700,000,000	100.85	706,012,704	100.85	706,012,704	1.9000	2010.03.25	1.61
19	第11回政府保証銀行等保有株式取得機構債券	日本	特殊債券	700,000,000	100.15	701,071,406	100.15	701,071,406	0.7000	2010.01.27	1.60
20	第554回東京都公募公債	日本	地方債証券	640,000,000	100.14	640,950,837	100.14	640,950,837	1.8000	2009.10.23	1.46
21	第12回独立行政法人福祉医療機構債券	日本	特殊債券	600,000,000	100.17	601,022,707	100.17	601,022,707	1.1200	2009.12.21	1.37
22	第180回しんきん中金債券	日本	特殊債券	600,000,000	100.01	600,064,000	100.01	600,064,000	0.7500	2009.11.27	1.37
23	第561回東京都公募公債	日本	地方債証券	500,000,000	101.09	505,479,463	101.09	505,479,463	1.8000	2010.05.25	1.15
24	第32回三井住友銀行社債	日本	社債券	500,000,000	100.13	500,696,696	100.13	500,696,696	0.6100	2010.07.20	1.14
25	平成12年度第1回千葉県公募公債	日本	地方債証券	440,570,000	101.43	446,879,753	101.43	446,879,753	1.8000	2010.08.18	1.02
26	平成12年度第2回埼玉県公募公債	日本	地方債証券	423,000,000	101.32	428,610,100	101.32	428,610,100	1.8000	2010.07.21	0.97
27	第185回しんきん中金債券	日本	特殊債券	400,000,000	100.08	400,330,903	100.08	400,330,903	0.6500	2010.04.27	0.91
28	第2回三菱東京フィナンシャル・グループ社債	日本	社債券	400,000,000	99.98	399,944,503	99.98	399,944,503	0.8100	2009.10.27	0.91
29	第148回政府保証預金保険機構債券	日本	特殊債券	400,000,000	99.98	399,925,845	99.98	399,925,845	0.6000	2009.10.23	0.91
30	第12回ら号名古屋市公募公債	日本	地方債証券	326,600,000	100.13	327,042,632	100.13	327,042,632	1.8000	2009.10.20	0.74

種別投資比率（平成21年8月31日現在）

種 類	投資比率（％）
特 殊 債 券	48.32
地 方 債 証 券	24.31
国 債 証 券	13.72
社 債 券	4.80
合 計	91.16

株式業種別投資比率（平成21年8月31日現在）

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第36期計算期間末	7,618,848,561	7,642,375,564	10,000	10,031
第37期計算期間末	5,939,215,090	5,966,363,234	10,000	10,046
第38期計算期間末 (平成21年7月21日)	5,368,975,842	5,388,760,503	10,000	10,037
平成20年8月末日	6,482,313,327	—	10,005	—
平成20年9月末日	6,422,653,719	—	10,008	—
平成20年10月末日	6,286,557,330	—	10,011	—
平成20年11月末日	6,106,927,598	—	10,015	—
平成20年12月末日	6,010,082,920	—	10,018	—
平成21年1月末日	5,918,340,534	—	10,021	—
平成21年2月末日	5,816,591,327	—	10,023	—
平成21年3月末日	5,692,657,298	—	10,026	—
平成21年4月末日	5,585,056,466	—	10,030	—
平成21年5月末日	5,510,712,003	—	10,032	—
平成21年6月末日	5,436,106,243	—	10,035	—
平成21年7月末日	5,870,291,511	—	10,000	—
平成21年8月末日	5,816,571,692	—	10,003	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

② 【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
-----	------------

第36期計算期間 (平成19年7月19日)	30.88円
第37期計算期間 (平成20年7月22日)	45.71円
第38期計算期間 (平成21年7月21日)	36.85円

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第36期計算期間 (平成19年7月19日)	0.31%
第37期計算期間 (平成20年7月22日)	0.46%
第38期計算期間 (平成21年7月21日)	0.37%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

（注２）収益率は小数点第３位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

- 昭和46年7月20日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
- 平成13年3月5日 予想分配型商品から実績分配型商品への移行および新たな投資対象として「公社債A号マザーファンド」を加える旨の約款変更の届出
- 平成13年6月4日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」について、販売会社ごとに定める申込単位で、追加信託を行う日の前日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。
- 取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。
- (ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は、当初申込時に、販売会社との間で自動継続投資約款（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）に、また「財形貯蓄制度」での取得申込者は、勤労者財産形成貯蓄約款または勤労者財産形成年金貯蓄約款あるいは勤労者財産形成住宅貯蓄約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

2 【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

- (イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、「財形貯蓄制度」を利用される場合は1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。
- なお申込受付時間は、原則として営業日の午後3時（本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。
- また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
- (ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ※平成18年12月29日時点で保護預かりをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有されている場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- (ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、振替機関等の口座において当該口数の減少または記載が行われます。この場合における一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- 受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から以下に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額が控除されます。

1. 受益者が平成13年3月21日以前に取得した受益権の一部解約を行う場合

…… 1万口につき105円（税込）

2. 受益者が平成13年4月20日以降に取得した受益権の一部解約を行う場合

…… 1万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに
定めた額

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されます。

なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のもとなります。

(二) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

(ホ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

(ヘ) 上記（ホ）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記（ハ）の規定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買い取り

(イ) 販売会社は、受益者の請求があるときは、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、「財形貯蓄制度」を利用される場合は1口単位で、その受益権を買い取ります。

なお申込受付時間は原則として営業日の午後3時（本邦取引所が半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

(ロ) 受益者は、受益権の買い取りの請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※平成18年12月29日時点で保護預かりをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有されている場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(ハ) 受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額および上記 a.

(ハ) に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額を控除した価額とします。

なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

(ニ) 買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

(ホ) 販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買い取りを中止することができます。

(ヘ) 上記（ホ）により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記（ハ）の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-684
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
http://www.shinkotoushin.co.jp/

※お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ③価格情報会社の提供する価額

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年7月20日から翌年7月19日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

(イ) 委託者は、信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解

約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第38条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 委託者は、監督官庁からこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約します。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第42条の2第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記

（イ）の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

- （イ）投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- （ロ）受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに約款第36条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等を控除した価額とします。
- （ハ）委託者は、受託者が上記（イ）の請求を受け付けた場合には、請求の受付日に当該請求にかかる受益権について信託の一部を解約し、受託者は当該一部解約金で反対者の買取金を支払うものとします。
- （ニ）受益者は、上記（イ）の請求をするときは、受益権をもって行うものとします。
- （ホ）受託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、上記（イ）による請求の受付を中止することができます。当該請求の受付が中止された場合には、受益者は請求の受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、当該受益者がその請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に上記（イ）に基づく請求を受け付けたものとして上記（ロ）に準じて計算された価額とします。
- （ヘ）上記（イ）の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

- （イ）受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- （ロ）上記（イ）における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

- （イ）受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

(ロ) 受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

(ハ) 上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 投資信託財産の保存にかかる業務

2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2 【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後10日以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」および「財形貯蓄制度」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第37期計算期間（平成19年7月20日から平成20年7月22日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第38期計算期間（平成20年7月23日から平成21年7月21日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号及び平成20年12月5日付内閣府令第79号並びに平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第37期計算期間（平成19年7月20日から平成20年7月22日まで）については内閣府令第61号附則第3条により、内閣府令第61号改正前の投資信託財産計算規則及び内閣府令第79号並びに内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第38期計算期間（平成20年7月23日から平成21年7月21日まで）については内閣府令第61号及び内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則並びに内閣府令第35号附則第16条2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期計算期間（平成19年7月20日から平成20年7月22日まで）及び第38期計算期間（平成20年7月23日から平成21年7月21日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】

公社債投信7月号 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第37期 (平成20年 7月22日現在)	第38期 (平成21年 7月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	273,369,579	367,380,808
地方債証券	200,004,824	100,401,576
特殊債券	833,029,495	450,121,851
社債券	100,174,894	—
親投資信託受益証券	4,735,229,919	4,497,549,464
未収利息	3,464,336	1,267,113
前払費用	329,301	96,986
流動資産合計	6,145,602,348	5,416,817,798
資産合計	6,145,602,348	5,416,817,798
負債の部		
流動負債		
未払金	151,426,500	—
未払収益分配金	27,148,144	19,784,661
未払解約金	6,763,141	10,499,126
未払受託者報酬	3,503,031	2,976,132
未払委託者報酬	17,356,976	14,360,947
その他未払費用	189,466	221,090
流動負債合計	206,387,258	47,841,956
負債合計	206,387,258	47,841,956
純資産の部		
元本等		
元本	5,939,213,437	5,368,971,862
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,653	3,980
元本等合計	5,939,215,090	5,368,975,842
純資産合計	5,939,215,090	5,368,975,842
負債純資産合計	6,145,602,348	5,416,817,798

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第37期 自平成19年 7月20日 至平成20年 7月22日	第38期 自平成20年 7月23日 至平成21年 7月21日
営業収益		
受取利息	13,115,862	10,415,559
有価証券売買等損益	39,460,347	29,223,259
営業収益合計	52,576,209	39,638,818
営業費用		
受託者報酬	3,503,031	2,976,132
委託者報酬	17,356,976	14,360,947
その他費用	189,466	221,090
営業費用合計	21,049,473	17,558,169
営業利益	31,526,736	22,080,649
経常利益	31,526,736	22,080,649
当期純利益	31,526,736	22,080,649
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	360	1,653
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,377,299	2,293,661
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,377,299	2,293,661
分配金	27,148,144	19,784,661
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,653	3,980

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第37期 自 平成19年 7月20日 至 平成20年 7月22日	第38期 自 平成20年 7月23日 至 平成21年 7月21日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	(1) 地方債証券、特殊債券及び社債券 同左 (2) 親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成19年7月20日から平成20年7月22日までとなっております。	計算期間に関する事項 前計算期間終了日及び当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成20年7月23日から平成21年7月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第37期 [平成20年 7月22日現在]	第38期 [平成21年 7月21日現在]
1. 期首元本額	7,618,848,201円	5,939,213,437円
期中追加設定元本額	651,587,052円	629,546,757円
期中一部解約元本額	2,331,221,816円	1,199,788,332円
2. 計算期間末日における受益権の総数	5,939,213,437口	5,368,971,862口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第37期 自 平成19年 7月20日 至 平成20年 7月22日	第38期 自 平成20年 7月23日 至 平成21年 7月21日
分配金の計算過程	計算期間末における、純資産総額の元本超過額27,149,797円を分配対象収益として、27,148,144円を分配金額としております。	計算期間末における、純資産総額の元本超過額19,788,641円を分配対象収益として、19,784,661円を分配金額としております。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第37期 [平成20年 7月22日現在]		第38期 [平成21年 7月21日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
地方債証券	200,004,824	△1,723,176	100,401,576	△816,424
特殊債券	833,029,495	42,125	450,121,851	△70,649
社 債 券	100,174,894	△330,106	—	—
親投資信託 受益証券	4,735,229,919	35,848,264	4,497,549,464	30,308,712
合 計	5,868,439,132	33,837,107	5,048,072,891	29,421,639

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

区 分	第37期 自 平成19年 7月20日 至 平成20年 7月22日	第38期 自 平成20年 7月23日 至 平成21年 7月21日
	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

種 類	第37期 [平成20年 7月22日現在]	第38期 [平成21年 7月21日現在]
	該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

	第37期 自 平成19年 7月20日 至 平成20年 7月22日	第38期 自 平成20年 7月23日 至 平成21年 7月21日
	該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

	第37期 [平成20年 7月22日現在]	第38期 [平成21年 7月21日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
地方債証券	平成11年度第2回京都市公募公債	100,000,000	100,401,576	
	地 方 債 証 券 小 計	100,000,000	100,401,576	
特殊債券	第40回道路債券	50,000,000	50,167,500	
	第11回日本学生支援債券	100,000,000	100,019,010	
	第182回しんきん中金債券	100,000,000	99,935,341	
	第22号商工債券 (1年)	100,000,000	100,000,000	
	第23号商工債券 (1年)	100,000,000	100,000,000	
	特 殊 債 券 小 計	450,000,000	450,121,851	
	公 社 債 合 計	550,000,000	550,523,427	
種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	公社債A号マザーファンド	4,392,567,111	4,497,549,464	
	親 投 資 信 託 受 益 証 券 小 計	4,392,567,111	4,497,549,464	
	有 価 証 券 合 計	—	5,048,072,891	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「公社債A号マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「公社債A号マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成20年 7月22日現在]	[平成21年 7月21日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,423,700,320	4,092,123,468
国債証券	7,008,182,874	6,009,824,022
地方債証券	5,134,009,306	10,772,806,243
特殊債券	19,440,124,936	21,570,910,779
社債券	11,617,426,375	1,402,417,263
未収利息	124,519,459	108,176,233
前払費用	14,077,156	7,829,443
流動資産合計	46,762,040,426	43,964,087,451
資産合計	46,762,040,426	43,964,087,451
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	45,974,740,020	42,938,109,498
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	787,300,406	1,025,977,953
元本等合計	46,762,040,426	43,964,087,451
純資産合計	46,762,040,426	43,964,087,451
負債純資産合計	46,762,040,426	43,964,087,451

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成19年 7月20日 至 平成20年 7月22日	自 平成20年 7月23日 至 平成21年 7月21日
-----	--------------------------------	--------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配は使用いたしません。）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）に基づいて評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左
-----------------	--	----------------------------

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成20年 7月22日現在]	[平成21年 7月21日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	52,141,467,155円	45,974,740,020円
同期中における追加設定元本額	5,686,790,556円	4,313,559,785円
同期中における一部解約元本額	11,853,517,691円	7,350,190,307円
同期末における元本の内訳		
公社債投信1月号	4,185,756,323円	4,087,777,382円
公社債投信2月号	3,380,602,682円	3,164,969,815円
公社債投信3月号	3,409,210,526円	3,242,842,732円
公社債投信4月号	3,112,997,171円	2,828,118,412円
公社債投信5月号	2,648,371,130円	2,392,921,120円
公社債投信6月号	4,673,078,402円	4,318,943,729円
公社債投信7月号	4,655,618,837円	4,392,567,111円
公社債投信8月号	3,605,004,603円	3,214,771,791円
公社債投信9月号	3,494,969,838円	3,240,826,274円
公社債投信10月号	2,946,940,836円	2,751,241,243円
公社債投信11月号	3,343,495,665円	3,196,211,147円
公社債投信12月号	6,518,694,007円	6,106,918,742円
合 計	45,974,740,020円	42,938,109,498円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	45,974,740,020口	42,938,109,498口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成20年 7月22日現在]		[平成21年 7月21日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	7,008,182,874	△4,477,408	6,009,824,022	△5,526,153
地方債証券	5,134,009,306	△8,475,734	10,772,806,243	△20,346,342
特殊債券	19,440,124,936	△175,160	21,570,910,779	△8,679,291
社 債 券	11,617,426,375	△11,292,653	1,402,417,263	△1,377,103
合 計	43,199,743,491	△24,420,955	39,755,958,307	△35,928,889

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成19年 7月20日 至 平成20年 7月22日	自 平成20年 7月23日 至 平成21年 7月21日
-----	--------------------------------	--------------------------------

	該当事項はありません。	同左
--	-------------	----

II取引の時価等に関する事項

種 類	[平成20年 7月22日現在]	[平成21年 7月21日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成19年 7月20日 至 平成20年 7月22日	自 平成20年 7月23日 至 平成21年 7月21日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成20年 7月22日現在]	[平成21年 7月21日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0171円 (10,171円)	1.0239円 (10,239円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第263回利付国債（2年）	3,000,000,000	3,003,574,296	
	第264回利付国債（2年）	3,000,000,000	3,006,249,726	
	国 債 証 券 小 計	6,000,000,000	6,009,824,022	
地方債証券	第551回東京都公募公債	502,500,000	502,544,581	
	第551回東京都公募公債	211,000,000	211,018,590	
	第553回東京都公募公債	148,500,000	148,832,651	
	第554回東京都公募公債	640,000,000	641,686,090	
	第559回東京都公募公債	700,000,000	707,209,330	
	第561回東京都公募公債	500,000,000	506,320,824	
	平成11年度第3回京都府公募公債	170,000,000	171,191,876	
	平成11年度第1回静岡県公募公債	1,000,000,000	1,000,028,377	
	平成11年度第1回静岡県公募公債	100,000,000	100,003,194	
	平成16年度第3回静岡県公募公債（5年）	100,000,000	100,002,110	
	平成11年度第2回愛知県公募公債	200,000,000	201,335,004	
	平成11年度第1回千葉県公募公債	600,000,000	600,523,176	
	平成16年度第2回千葉県公募公債	500,000,000	500,001,870	
	平成16年度第7回千葉県公募公債	250,000,000	250,144,174	
	平成16年度第7回千葉県公募公債	800,000,000	800,827,006	
	平成16年度第10回千葉県公募公債	100,000,000	100,163,080	
	平成11年度第1回長野県公募公債	100,000,000	100,213,056	
	平成16年度第1回岐阜県公募公債（5年）	900,000,000	900,353,190	
	第12回な号名古屋市公募公債	200,000,000	200,171,165	
	第12回な号名古屋市公募公債	100,000,000	100,088,156	

	第12回ら号名古屋市公募公債	326,600,000	327,405,318	
	第12回う号名古屋市公募公債	200,000,000	202,486,456	
	平成11年度第1回京都市公募公債	115,400,000	115,497,901	
	平成11年度第1回京都市公募公債	111,800,000	111,895,045	
	平成11年度第4回横浜市公募公債	800,000,000	802,011,904	
	第70回川崎市公募公債	200,000,000	200,493,159	
	平成16年度第1回福岡市公募公債（5年）	900,000,000	900,008,172	
	平成16年度第7回福岡市公募公債	100,000,000	100,250,504	
	平成16年度第1回仙台市公募公債	170,000,000	170,100,284	
	地 方 債 証 券 小 計	10,745,800,000	10,772,806,243	
特殊債券	第40回道路債券	2,000,000,000	2,006,976,872	
	第40回道路債券	700,000,000	702,345,000	
	第778回政府保証公営企業債券	906,000,000	906,024,351	
	第778回政府保証公営企業債券	200,000,000	200,005,664	

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
特殊債券	第779回政府保証公営企業債券	418,000,000	418,377,590	
	第779回政府保証公営企業債券	492,000,000	492,442,948	
	第14回中小企業債券	500,000,000	500,103,455	
	第14回中小企業債券	500,000,000	500,008,026	
	第12回独立行政法人福祉医療機構債券	300,000,000	300,725,584	
	第12回独立行政法人福祉医療機構債券	300,000,000	300,671,371	
	第141回政府保証預金保険機構債券	100,000,000	99,998,652	
	第148回政府保証預金保険機構債券	400,000,000	399,868,650	
	2号103回特別本州四国連絡橋債券	100,000,000	100,555,680	
	94回住宅金融公庫財形住宅債券	109,000,000	108,936,390	
	第11回日本学生支援債券	800,000,000	800,150,860	
	ほ号186回 特別鉄道建設債	230,000,000	231,227,856	
	い第652号農林債券	200,000,000	199,976,598	
	第176回しんきん中金債券	300,000,000	300,002,046	
	第180回しんきん中金債券	600,000,000	600,093,725	
	第182回しんきん中金債券	100,000,000	99,897,260	
	第183回しんきん中金債券	900,000,000	900,867,928	
	第185回しんきん中金債券	200,000,000	200,207,756	
	第185回しんきん中金債券	100,000,000	100,089,925	
	第185回しんきん中金債券	100,000,000	100,089,925	
	第20号商工債券（1年）	2,200,000,000	2,200,000,000	
	第21号商工債券（1年）	2,700,000,000	2,700,000,000	
	第22号商工債券（1年）	3,100,000,000	3,100,000,000	
	第23号商工債券（1年）	1,800,000,000	1,800,000,000	
	第8回政府保証銀行等保有株式取得機構債券	500,000,000	499,900,512	
	第11回政府保証銀行等保有株式取得機構債券	700,000,000	701,366,155	
	特 殊 債 券 小 計	21,555,000,000	21,570,910,779	
社 債 券	第2回三菱東京フィナンシャル・グループ社債	400,000,000	399,904,692	
	第2回2号三菱東京UFJ銀行社債	200,000,000	200,652,627	
	第60回三菱東京UFJ銀行社債	200,000,000	199,902,738	
	第79回三菱東京UFJ銀行社債	200,000,000	200,236,824	
	第79回三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	100,087,152	
	第3回沖縄電力社債	100,000,000	101,181,360	

	第19回東京瓦斯社債	100,000,000	100,208,635	
	第19回東京瓦斯社債	100,000,000	100,243,235	
	社 債 券 小 計	1,400,000,000	1,402,417,263	
	有 価 証 券 合 計	39,700,800,000	39,755,958,307	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年8月31日現在）

「公社債投信7月号」

I 資産総額	5,825,009,455 円
II 負債総額	8,437,763 円
III 純資産総額（I－II）	5,816,571,692 円
IV 発行済口数	5,814,703,242 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	10,003 円

（参考）

「公社債A号マザーファンド」

I 資産総額	44,981,995,088 円
II 負債総額	1,202,628,000 円
III 純資産総額（I－II）	43,779,367,088 円
IV 発行済口数	42,733,146,713 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	10,245 円

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第36期計算期間	673,684,661口	1,403,792,125口
第37期計算期間	651,587,052口	2,331,221,816口
第38期計算期間	629,546,757口	1,199,788,332口

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

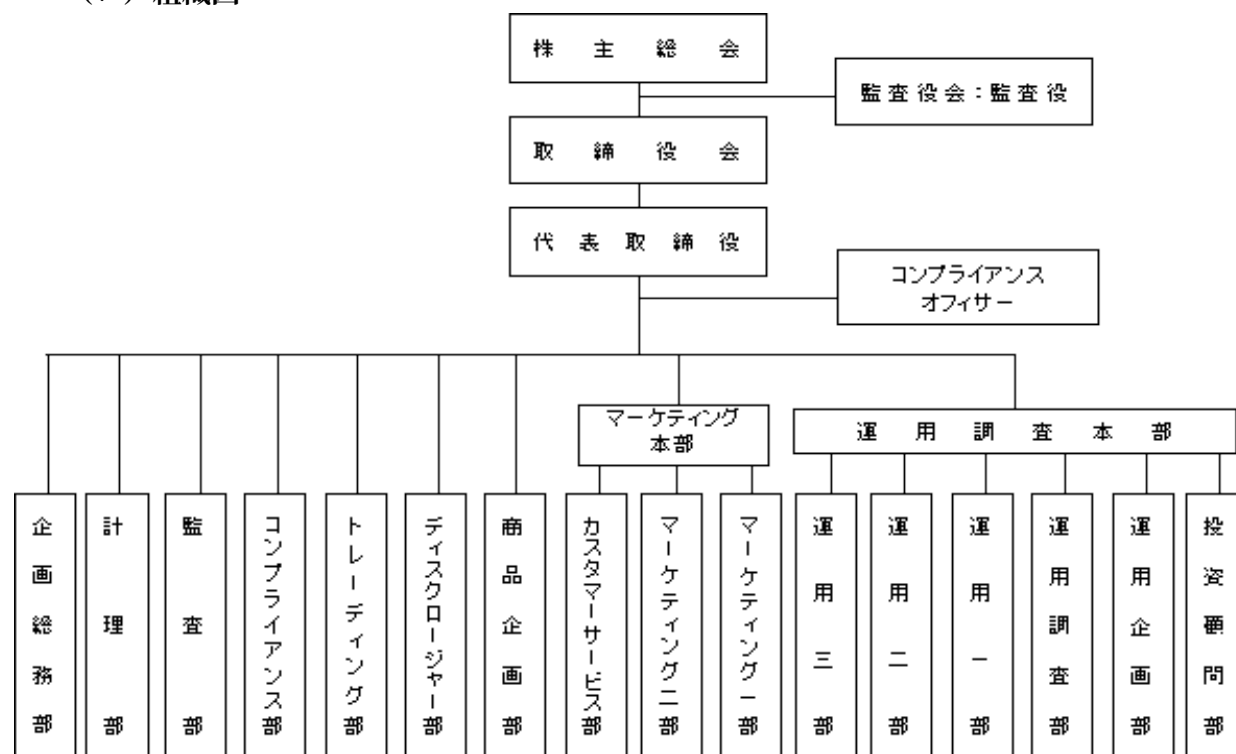
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

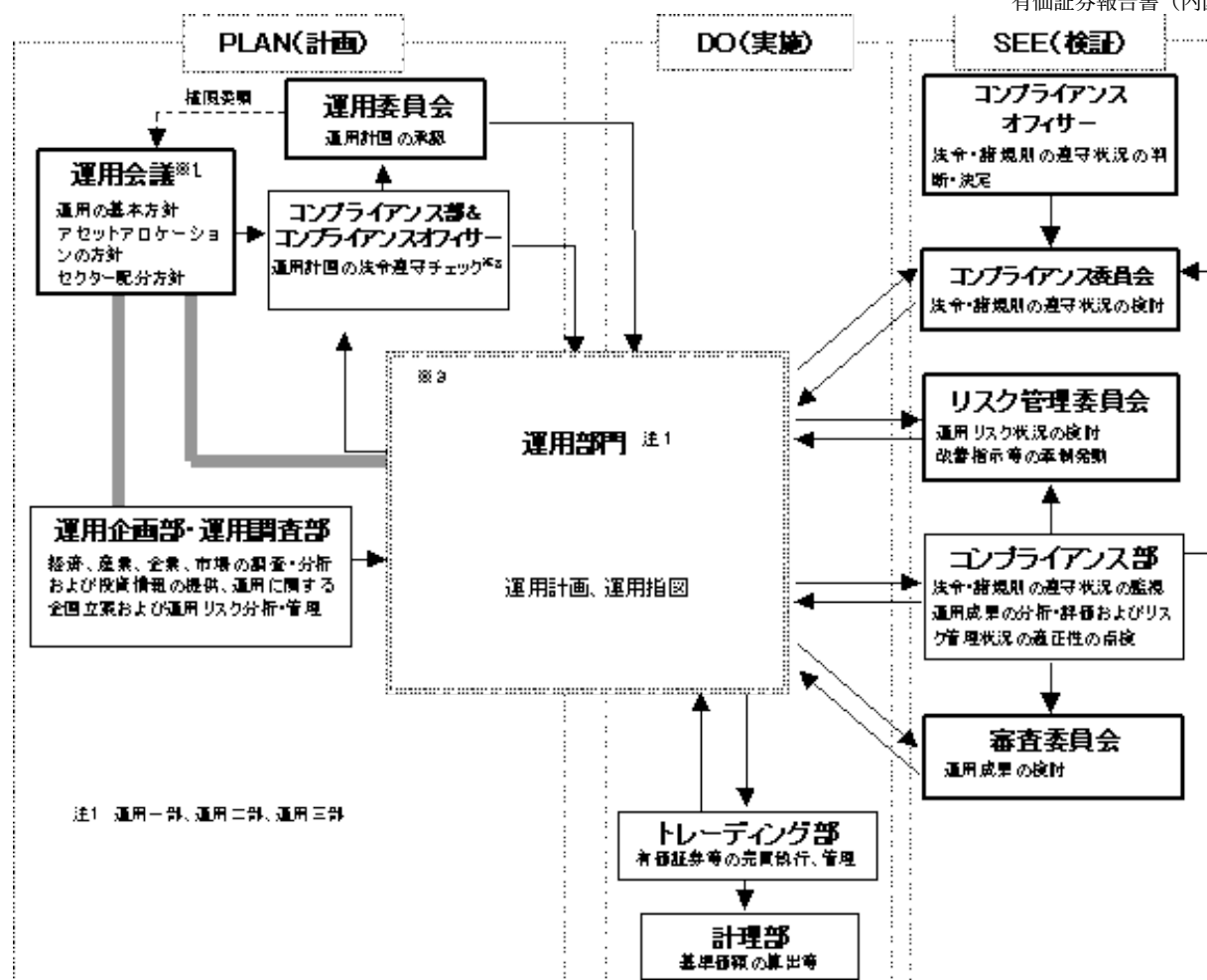
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンス・オフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年8月31日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成21年8月31日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	154	1,528,825
株式投資信託（合計）	125	1,105,624
単位型	2	9,137
追加型	123	1,096,486
公社債投資信託（合計）	29	423,201
単位型	2	1,154
追加型	27	422,047

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1) 【貸借対照表】

		第48期 (平成20年3月31日)			第49期 (平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金			4,433,825			4,283,840	
有価証券			10,923,754			9,625,456	
貯蔵品			—			7,563	
前払金			24,501			29,862	
前払費用			14,672			16,515	
未収入金			537			574,913	
未収委託者報酬			1,939,794			1,009,712	
未収収益			35,695			6,983	
繰延税金資産			207,652			35,449	
その他			5,559			207	
流動資産計			17,585,993	67.6		15,590,505	69.0
固定資産							
有形固定資産			62,235	0.3		149,359	0.7
建物	※2	26,479			37,992		
器具・備品	※2	35,756			40,940		
リース資産	※2	—			70,426		
無形固定資産			163,335	0.6		121,322	0.5
電話加入権		91			91		
ソフトウェア	※3	163,244			121,230		
投資その他の資産			8,201,355	31.5		6,723,288	29.8
投資有価証券		7,089,236			5,721,741		
関係会社株式		77,100			77,100		
長期貸付金		1,465			767		
長期前払費用		303			1,816		
長期未収入金		26,400			19,200		
長期差入保証金		123,399			111,056		
長期繰延税金資産		—			278,400		

前払年金費用	355,950		485,705		
長期性預金	500,000		—		
その他	27,500		27,500		
固定資産計		8,426,926	32.4	6,993,969	31.0
資産合計		26,012,920	100.0	22,584,475	100.0

		第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		12,823		13,096	
リース債務		—		31,681	
未払金		1,341,353		712,738	
未払収益分配金		1,258		1,398	
未払償還金		127,719		97,416	
未払手数料	※1	1,039,572		543,310	
その他未払金		172,802		70,614	
未払費用	※1	110,089		66,054	
未払法人税等		691,961		1,900	
賞与引当金		245,300		112,600	
役員賞与引当金		32,000		9,000	
その他流動負債		23,997		—	
流動負債計		2,457,524	9.4	947,072	4.2
固定負債					
長期リース債務		—		39,847	
繰延税金負債		43,170		—	
退職給付引当金		185,524		172,869	
役員退職慰労引当金		57,166		54,958	
執行役員退職慰労引当金		76,500		97,916	
固定負債計		362,361	1.4	365,592	1.6
負債合計		2,819,886	10.8	1,312,664	5.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.4	4,524,300	20.0
資本剰余金		2,761,700	10.6	2,761,700	12.2
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,539,426	59.7	14,491,097	64.2
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		15,178,933		14,130,604	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		3,060,933		2,012,604	
自己株式		△4,616	△0.0	△4,616	△0.0
株主資本合計		22,820,810	87.7	21,772,481	96.4
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		372,224		△500,670	
評価・換算差額等合計		372,224	1.5	△500,670	△2.2
純資産合計		23,193,034	89.2	21,271,810	94.2
負債・純資産合計		26,012,920	100.0	22,584,475	100.0

(2) 【損益計算書】

		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			14,374,812			9,887,702	
その他営業収益			10,965			9,363	
営業収益計			14,385,778	100.0		9,897,065	100.0
営業費用	※1						
支払手数料			8,411,774			5,837,722	
広告宣伝費			311,260			205,698	
公告費			2,777			2,786	
調査費			674,282			573,801	
調査費		227,374			255,008		
委託調査費		439,682			311,653		
図書費		7,225			7,139		
委託計算費			271,821			270,091	
営業雑経費			231,636			233,927	
通信費		36,001			37,754		
印刷費		165,972			167,544		
協会費		8,068			10,002		
諸会費		3,042			3,078		
その他		18,551			15,547		
営業費用計			9,903,552	68.9		7,124,027	72.0
一般管理費	※2						
給料			1,315,872			1,290,562	
役員報酬		92,870			91,015		
給料・手当		1,011,601			1,068,065		
賞与		211,401			131,482		
交際費			22,313			15,122	
寄付金			6,887			6,228	
旅費交通費			80,261			75,297	
租税公課			100,161			54,854	
不動産賃借料			172,666			193,402	
賞与引当金繰入			245,300			112,600	
役員賞与引当金繰入			32,000			9,000	
役員退職慰労引当金繰入			30,200			26,791	
退職給付費用			89,752			127,318	
減価償却費			62,851			102,328	
諸経費			405,231			379,150	
一般管理費計			2,563,498	17.8		2,392,656	24.2
営業利益			1,918,726	13.3		380,381	3.8

		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益							
受取配当金			152,404			41,437	
有価証券利息			89,726			55,679	
受取利息			28,590			43,909	

時効成立分配金・償還金			50,555			24,672	
雑益			6,789			3,178	
営業外収益計			328,066	2.3		168,878	1.7
営業外費用			—			2,538	
支払利息			20,051			29,547	
時効成立後支払分配金・償還金			482			1,457	
雑損			20,533	0.1		33,543	0.3
営業外費用計			2,226,258	15.5		515,715	5.2
経常利益			527,548			241,990	
特別利益			208			—	
投資有価証券売却益			527,756	3.6		241,990	2.4
貸倒引当金戻入益							
特別利益計							
特別損失							
固定資産除却損	※3		673			599	
投資有価証券売却損			1,639			3,180	
投資有価証券評価損			—			7,890	
電話加入権評価損			242			—	
特別損失計			2,555	0.0		11,669	0.1
税引前当期純利益			2,751,460	19.1		746,036	7.5
法人税、住民税及び事業税	※4	1,073,360			22,672		
法人税等調整額		75,379	1,148,740	8.0	222,333	245,005	2.4
当期純利益			1,602,720	11.1		501,030	5.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
			利益 準備金	その他利益剰余金		
		資本 準備金		特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）						
事業年度中の変動額 合計（千円）				△1,414		510,469
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	—	12,118,000	3,060,933

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,093,665		△1,093,665
当期純利益		1,602,720		1,602,720
特別償却準備金の取崩		—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			△737,068	△737,068
事業年度中の変動額 合計（千円）		509,054	△737,068	△228,013
平成20年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,549,359
当期純利益					501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）					
事業年度中の変動額 合計（千円）					△1,048,328
平成21年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,549,359		△1,549,359
当期純利益		501,030		501,030

株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△872,894	△872,894
事業年度中の変動額 合計（千円）		△1,048,328	△872,894	△1,921,223
平成21年3月31日 残高（千円）	△4,616	21,772,481	△500,670	21,271,810

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は全部純 資産直入法により処理し、売却原 価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 定率法。但し、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属設備 を除く）については、定額法。なお、 主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (会計方針の変更) 平成19年度法人税法の改正に伴 い「減価償却に関する当面の監査 上の取扱い」（日本公認会計士協 会監査・保証実務委員会報告第81 号 平成19年4月25日）が平成19年 4月1日以降終了する事業年度か ら適用されることになったことか ら、当期より同取扱いを適用し、平 成19年4月1日以降に取得した有 形固定資産については、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に 変更しております。これによる損益 に与える影響は軽微であります。	(1)有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以 降に取得した建物（建物附属設備 を除く）については、定額法。なお、 主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 ――	(2)無形固定資産 同左 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
----	---------------------------------------	---------------------------------------

3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左 (6)執行役員退職慰労引当金 同左 —— 消費税等の会計処理方法 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	

会計処理方法の変更

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
--	--

――	（棚卸資産の評価に関する会計基準） 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 （リース取引に関する会計基準） 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）
----	---

表示方法の変更

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
――	（貸借対照表） 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第48期 （平成20年3月31日）	第49期 （平成21年3月31日）																						
※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払手数料</td><td>876,116千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>4,915千円</td></tr> </table> ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>69,159千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>326,412千円</td></tr> </table> ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>81,323千円</td></tr> </table>	未払手数料	876,116千円	未払費用	4,915千円	建物	69,159千円	器具備品	326,412千円	ソフトウェア	81,323千円	※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払手数料</td><td>445,736千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,523千円</td></tr> </table> ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>77,409千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>332,202千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>31,652千円</td></tr> </table> ※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>ソフトウェア</td><td>131,057千円</td></tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円	器具備品	332,202千円	リース資産	31,652千円	ソフトウェア	131,057千円
未払手数料	876,116千円																						
未払費用	4,915千円																						
建物	69,159千円																						
器具備品	326,412千円																						
ソフトウェア	81,323千円																						
未払手数料	445,736千円																						
未払費用	3,523千円																						
建物	77,409千円																						
器具備品	332,202千円																						
リース資産	31,652千円																						
ソフトウェア	131,057千円																						

(損益計算書関係)

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円	※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円
※ 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	※ 2. 役員報酬の範囲額 同左
※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円	※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円
※ 4. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。	※ 4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。												
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額													
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr><tr><td>合計</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	152,354	56,731	95,623	合計	152,354	56,731	95,623	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)										
器具備品	152,354	56,731	95,623										
合計	152,354	56,731	95,623										
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 30,070千円 1年超 67,456千円 合計 97,527千円													
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 27,621千円 減価償却費相当額 26,089千円 支払利息相当額 2,150千円													
(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。													
(5)利息相当額の算定方法													

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第48期（平成20年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	—	—	—
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	△318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	△3,352
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,000,681	4,997,010	△3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	60,858	15,400
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	△126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	△126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	—

2. その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	500,118	—	—	—
(2)社債	9,905,329	998,143	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他 投資信託	—	—	—	—
合計	10,405,448	998,143	—	—

第49期（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	△5,272
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,304,962	2,299,690	△5,272
合計		5,129,150	5,125,450	△3,700

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	△899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	△899,708
合計		6,255,171	5,411,012	△844,158

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2) F F F	500,952
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	301,581	—	—	—
(2)社債	4,827,569	—	—	—
(3)その他	3,995,353	—	—	—
2. その他 投資信託	—	203,060	—	—
合計	9,124,503	203,060	—	—

（注）当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	△858,532	△867,908
(2)年金資産	809,433	741,559
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)	△49,099	△126,349
(4)未認識数理計算上の差異	368,695	563,607
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	△149,170	△124,422
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)	170,425	312,835
(7)前払年金費用	355,950	485,705

(8)退職給付引当金(6)－(7)	185,524	172,869
-------------------	---------	---------

3. 退職給付費用に関する事項

	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	80,719	88,007
(2)利息費用	15,232	17,170
(3)期待運用収益（減算）	16,598	16,188
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,562	50,599
(5)過去勤務債務の費用処理額	△24,747	△24,747
(6)退職給付費用(1)＋(2)－(3)＋(4)＋(5)	78,167	114,840
(7)その他	11,585	12,477
計(6)＋(7)	89,752	127,318

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第48期 30,416千円、第49期 27,666千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 <u>44,181</u> 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 <u>△75,567</u> 繰延税金資産計 <u>472,479</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 △144,836 有価証券評価差額 △162,938 その他 <u>△224</u> 繰延税金負債計 <u>△307,998</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>164,481</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 207,652 固定負債－繰延税金負債 43,170 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>△145,222</u> 繰延税金資産計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 △197,633 その他 <u>△34,316</u> 繰延税金負債計 <u>△231,949</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>313,849</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 35,449 固定資産－長期繰延税金資産 278,400 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 1.75〃 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46〃 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.94〃 住民税均等割等 0.51〃 税効果未認識差異 △8.60〃 その他 <u>△0.02〃</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84%</u>
--	--

(関連当事者情報)

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証	債券等の現先取引(注1)	1,498,333	短期貸付金	—

							券の募集・販売	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い(注2)	7,030,935	未払手数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	---------	-------------------------------------	-----------	-------	---------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の賃借	事務所の賃借(注1)	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払(注2)	46,584	その他未払金	4,076
								ハウジングサービス料支払(注2)	13,704	その他未払金	1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社	新光証券株式会社 (注1)	東京都中央区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	コマーシャルペーパー (注2)	1,996,897	有価証券	1,997,673
							債券等の現先取引(注2)	5,387,067	短期貸付金	—
							当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い (注3)	4,724,024	未払手数料	445,736

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
2. コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
3. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借 (注1)	147,330	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払(注2)	46,584	その他未払金	4,076
							ハウジングサービス料支払 (注2)	17,184	その他未払金	1,472

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

（1株当たり情報）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭	1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益 274円87銭
（注） 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額 23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益 1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	（注） 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 21,271,810千円 普通株式に係る純資産額 21,271,810千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 501,030千円 普通株式に係る当期純利益 501,030千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

（重要な後発事象）

第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

a. 資本金の額

平成21年8月末日現在、279,928百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成21年8月末日現在）

名 称	資本金の額 （単位：百万円）	事業の内容
-----	-------------------	-------

みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡安証券株式会社	500	同上
三津井証券株式会社	558	同上
飯田証券株式会社	160	同上
伊勢証券株式会社	150	同上
北田証券株式会社	100	同上
三豊証券株式会社	300	同上
都証券株式会社	400	同上
永和証券株式会社	500	同上
三木証券株式会社	500	同上
六和証券株式会社	204	同上
株式会社証券ジャパン	3,000	同上
山形證券株式会社	100	同上
リテラ・クレア証券株式会社 ^(注)	3,794	同上
新大垣証券株式会社	175	同上
坂本北陸証券株式会社	270	同上
西村証券株式会社	500	同上
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
金十証券株式会社	1,045	同上

(注)リテラ・クレア証券株式会社におきましては、募集・販売の取り扱いは行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買い取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
- (2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (3) 委託者は、伊勢証券株式会社の株式の1.1%を所有しています。
- (4) 委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。

(5) 委託者は、都証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。

(6) 委託者は、新大垣証券株式会社の株式の1.4%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

＜再信託受託会社の概要＞

名 称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成21年6月5日
有価証券報告書	平成20年10月20日
半期報告書	平成21年4月20日
臨時報告書	平成21年3月31日

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 健一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年8月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信7月号の平成20年7月23日から平成21年7月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信7月号の平成21年7月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年8月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている公社債投信7月号の平成19年7月20日から平成20年7月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、公社債投信7月号の平成20年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)